

大阪府立西浦高等学校同窓会 会則

第1条(名称)

本会は大阪府立西浦高等学校同窓会と称し、事務所を羽曳野市西浦2丁目の本校内に置く

第2条(目的)

本会は会員親睦並びに、会員及び本校の発展に寄与することを目的とする。

第3条(会員)

本会は次の会員をもって構成する。

- ① 通常会員 本校卒業生及び本校に在学した者で役員会が承認した者。
- ② 特別会員 本校現役職員及び旧職員

第4条(役員)

本会に次の役員を置く。

- ① 名誉会長(本校校長) 会務の相談に応じる
- ② 相談役(会長歴任者) 会長の諮問に応じ、種々の助言を行う。
- ③ 会長 1名 本会を代表し会務を総理する
- ④ 副会長 2名 会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代行する。
- ⑤ 書記 2名 会務の記録、事務の処理に当たる。
- ⑥ 会計 2名 会計事務を行う
- ⑦ 顧問 2名 会長の諮問に応じ、種々の助言を行う。
- ⑧ 常任幹事 常任幹事会を組織し、会務を担当する。
- ⑨ 年度幹事(各クラス男女各1名) 幹事会を組織し、常任幹事会に協力する。
- ⑩ 会計監査 2名 会計事務を監査する。

第5条(役員選出)

本会は下記のように役員を選出する。

- ① 常任幹事は各年度幹事会において卒業期毎に2名(男女各1名)選出する。
- ② 年度幹事は卒業期毎に会員の互選により選出する。ただし、卒業期の各クラスから2名(男女各1名)選出することを原則とする。
- ③ 会長、副会長、書記、会計、会計監査委員は、幹事会が選出し、次の総会で承認を得るものとする。

④ 顧問は本校現職員中より会長が委嘱する。

第 6 条(役員任期)

役員(会長、副会長、書記、会計、顧問、会計監査)の任期は 2 年とする。ただし、再選は妨げない。

第 7 条(役員会)

役員会は第 4 条①－⑦をもって構成し、随時会長の招集によりこれを開き、会務を審議する。

第 8 条(常任幹事会)

常任幹事会は第 4 条①－⑧をもって構成し、随時会長の招集によりこれを開き、会務を審議する。

第 9 条(年度幹事会)

年度幹事会は第 4 条⑨をもって構成し、随時会長の招集によりこれを開き、会務を審議する。

第 10 条(総会)

総会は原則として毎年 1 回総会を開く

第 11 条(経費及び会費)

本会の経費は通常会員の会費及び寄附金をもって支弁する。会費は 3,000 円とし、本校在学中に全納するものとする。

第 12 条(会計報告)

本会の会計並びに会務は毎年総会において報告する。

第 13 条(会則改正)

本会は総会で出席会員の過半数の同意があれば、改正することができる。

(本会則は昭和 56 年 4 月 1 日より施行する)